

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法令の番号	昭和42年法律第149号
不利益処分の種類	液化石油ガス販売事業の登録の取消	根拠条項	第25条
処分基準	正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止したとき		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課
		交付機関	危機管理防災課
			目次NO
			62～